

## ケアプランセンターたまつ居宅介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 特定医療法人誠仁会が開設する指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行なう指定居宅介護の事業所の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者に対し、必要な保険・医療・福祉サービス等の提供が確保されるよう便宜の提供を行なうことを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 1 事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の特性をふまえて、保険・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように支援する。
- 2 事業の実施に当っては、関係市町村、あんしんすこやかセンター、地域のサービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名称 : ケアプランセンターたまつ  
(2)所在地 : 神戸市西区玉津町小山180-3-306

### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員1名  
管理者は、事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握及びその他の管理をおこなう。
- 2 介護支援専門員 8名(主任介護支援専門員1人、介護支援専門員7名)  
介護支援専門員は、居宅介護支援の業務を行うものとする。

### (事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。但し祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から5時とする。

### (居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 1 居宅サービス計画の作成  
居宅サービス計画の作成にあたっては以下の課題分析表を使用する  
・居宅サービス計画ガイドライン
- 2 居宅サービス計画作成にあたっての利用者またはその家族との相談(当該事業所において)
- 3 約一月毎に利用者宅への訪問及び面接によるモニタリング
- 4 サービス担当者会議の開催(当該事業所会議室において)
- 5 利用者へのサービス提供事業者への紹介その他の便宜の提供

### (虐待防止のための措置)

第7条 虐待の防止の指針に基づき対策を行うこととする。

- 1 虐待の発生または、その再発を防止するための対策を講じるための委員会を設置し研修も行う。
- 2 虐待の発生または、再発を防止するための委員会を開催し、拘束廃止への取り組みを行い、意識の啓発、虐待を発見時には行政への通報を行い、利用者の安全の確保に努めていきます。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は

速やかに、これを市町村に通報するものとする。  
担当者： 管理者 政井 伊久美

(事業継続計画の策定について)

第8条 自然災害、感染症対策には、業務継続計画、ガイドラインに基づき、家族、地域、行政と協力し、利用者の安全の確保に努めていきます。

- 1 非常災害時:実効性の高い対策をとることができるよう、周辺地域において想定される、火災・震災・風水害その他の非常災害に関する計画を策定し、地域との連携に努めていきます。
- 2 健康危機発生時:感染症対策委員会を開催します。感染症対策委員では、感染症に対する予防、対策を討議し検討し感染源の隔離、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。感染の状況を踏まえ、情報通信機器の活用により、実行可能な支援継続を検討し、電話でのモニタリング対応や、サービス担当者会議においても当該対応を実施していきます。

(感染対策の強化)

第9条 事業所は事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行えるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(利用料)

第10条

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の額は、介護報酬の公示上の額とする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。
  - 一 事業所から、片道おおむね2Km以上5Kmまで……………300円
  - 二 事業所から、片道おおむね5Km以上10Kmまで……………500円
  - 三 事業所から、片道おおむね10Km以上……………1,000円
- 3 利用者の求めによりサービス提供の実施記録を交付する場合はコピー料金等の実費相当額を徴収する。
- 4 施設申込みに必要な書類を利用者に代わり郵送する場合には郵送料金等の実費相当額を徴収する。

(実施範囲)

第11条

- 1 通常の実施地域は、神戸市西区とする。

第12条

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中は無論、退職後もこれを保持する。(その他の運営についての留意事項)
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

|    |                    |
|----|--------------------|
| 改正 | 平成18年4月1日          |
| 改正 | 平成18年5月1日          |
| 改正 | 平成19年2月1日          |
| 改正 | 平成19年6月1日          |
| 改正 | 平成19年7月1日          |
| 改正 | 平成19年11月16日        |
| 改正 | 平成20年1月1日          |
| 改正 | 平成20年5月16日         |
| 改正 | 平成22年7月14日         |
| 改正 | 平成22年8月20日         |
| 改正 | 平成23年4月1日          |
| 改正 | 平成23年5月1日          |
| 改正 | 平成24年1月16日         |
| 改正 | 平成24年2月16日         |
| 改正 | 平成24年7月1日          |
| 改正 | 平成25年1月11日         |
| 改正 | 平成25年6月17日         |
| 改正 | 平成25年11月16日        |
| 改正 | 平成25年12月16日        |
| 改正 | 平成26年2月16日         |
| 改正 | <b>平成27年6月16日</b>  |
| 改正 | <b>平成28年9月16日</b>  |
| 改正 | <b>平成29年2月16日</b>  |
| 改正 | <b>平成29年4月16日</b>  |
| 改正 | <b>平成30年6月1日</b>   |
| 改正 | <b>平成30年7月1日</b>   |
| 改正 | <b>平成30年10月1日</b>  |
| 改正 | <b>平成31年2月1日</b>   |
| 改正 | <b>令和 3年4月1日</b>   |
| 改正 | 令和 5年5月22日         |
| 改正 | <b>令和 5年6月19日</b>  |
| 改正 | <b>令和 5年12月04日</b> |
| 改正 | <b>令和 5年12月16日</b> |
| 改正 | <b>平成27年6月16日</b>  |
| 改正 | <b>平成28年9月16日</b>  |
| 改正 | <b>平成29年2月16日</b>  |
| 改正 | <b>平成29年4月16日</b>  |
| 改正 | <b>平成30年6月1日</b>   |
| 改正 | <b>平成30年7月1日</b>   |
| 改正 | <b>平成30年10月1日</b>  |
| 改正 | <b>平成31年2月1日</b>   |
| 改正 | <b>令和 3年4月1日</b>   |
| 改正 | 令和 5年5月22日         |
| 改正 | <b>令和 5年6月19日</b>  |
| 改正 | <b>令和 5年12月04日</b> |
| 改正 | <b>令和 5年12月16日</b> |
| 改正 | <b>令和6年5月1日</b>    |